埋蔵文化財発掘の届出について
・埋蔵文化財包蔵地内（遺跡の範囲内）において土木工事等を実施する場合は、文化財保護法の規定により規模の大小にかかわらず飯田市教育委員会を経由して、長野県教育委員会への届出が必要となります。計画地が遺跡の範囲に該当するか否かは、来庁もしくは電話・FAXでご確認ください。詳しくは文化財保護係へお問い合わせください。 ・土木工事の着手60日前までに、「土木工事等のための埋蔵文化財発掘の届出」を２部と「土地所有者の承諾書」を１部、飯田市教育委員会へ提出ください。 添付書類：土木工事をしようとする土地及びその付近の地図（位置図） 当該土木工事等の概要を示す書類及び図面（設計図） ・届出に必要な書類については市ホームページからダウンロードできます。 https://www.city.iida.lg.jp/site/bunkazai/maizou-shinsei003.html

問い合わせ先	文化財保護活用課　文化財保護係　　電話　22-4511　内 線　4241 53-3755　FAX　53-3756